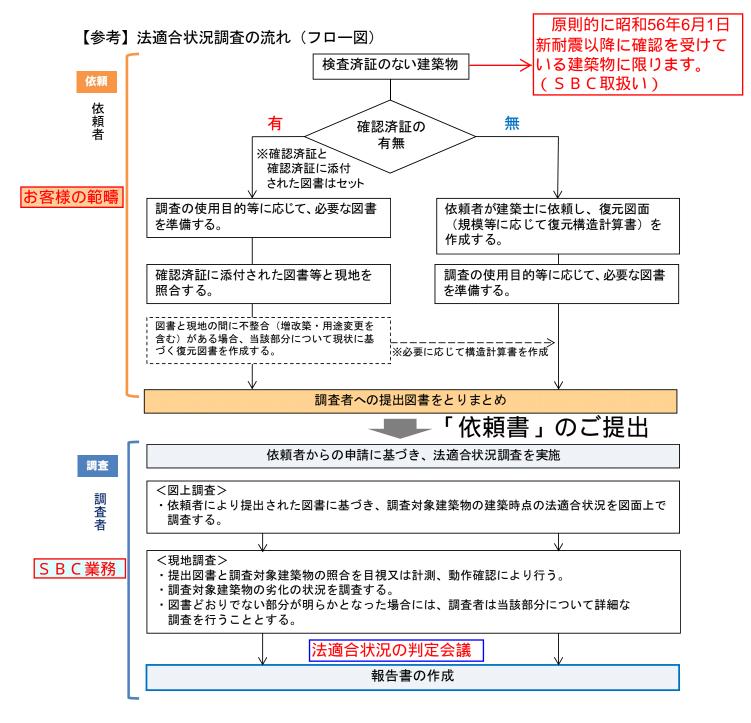
SBC【法適合状況調査】フロー(概要)

20191217

これは、国土交通省ガイドラインに基づく法適合状況調査のフローの概要です。 調査は、ご提出頂いた確認図書等に基づきSBCが法適合状況を図上調査した後、 当該図書と現地の照合により建築時点の法適合状況を調査・報告するものです。 (*耐震改修評価、瑕疵や劣化のない保証ではありませんのでご注意願います。)



報告書は、既存建築物の増築等について法第86条の7の規定の適用を受ける場合、 既存不適格調書に添付する資料の一部として活用することも可能となります。

| | お客様(依頼者) | | SBC(調査者) |
|---|---|----------|--|
| 【注】調査は、お客様がご提出可能な図書等で判断できる範囲において実施することとされております。 現地調査は完了検査に準ずる方法(可能な範囲の目視、簡易な計測、動作確認等)となりますが、既存建 | | | |
| 築物である関係上、立入できない箇所、隠蔽されている部分など、調査が出来ない部分等については免責となりますので予めご了承お願い致します。(瑕疵の有無や今後の劣化についても同様です。) | | | |
| 相談 | ■調査をご希望される建築物の資料(確認済証、図面、計算書等)をご用意いただき、 | 相談受付 | ○ 調査目的、用途、構造、規模等の確認 |
| | 予めご予約の上でSBC平塚本社にご来社下さい。 | | ○ 提出頂ける確認申請図書・資料等の確認⇒別紙「提出資料チェクシート」の記入 |
| | 【注】原則的に、確認済証の交付を受けていない建築物の調査は | | ○「提出資料チェックシート」及びヒアリングにより見積書を作成します。 |
| | お引き受けできませんのでご了承願います。 | | |
| | また基本的に昭和56年6月1日(新耐震)以降の確認済証 | | (※法的に確認申請不要であった建築物または新耐震以前の建築物について |
| | (確認通知書) がある建築物についてお引き受けさせて頂きます。 | <i>V</i> | 調査ご希望の場合は事前のご相談内容により引受け可能か判断します。) |
| 準備 | ■別紙「フロー」①~⑥により、必要なご準備をお願いします。 | 準備 | ○ 建築年次または増築等のあった年次に応じた建築基準法規定の |
| 「フロー | ※お客様にて準備が困難な場合、紹介制度をご用意しておりますので、 | | 確認作業等(法令データベース等) |
| ①~⑥」 | お気軽にご相談・お申し付け下さい。 | | ○ 調査員の選定 |
| 依頼 | ■別紙「フロー」⑦ | 引受 | ○「依頼書」の記載、押印等の確認 |
| 「フロー⑦」 | 「依頼書」に必要な図書等を添えてご提出下さい。 | | ○ 案件入力、料金処理(※レジ現金または振込) |
| | | | ○ 引受証の交付、現地調査日程及び報告書交付の予定日等の調整 |
| 追加 | ■図上調査、現地調査により、SBCが追加資料等の提出が必要と判断した場合は、 | 図上調査 | ○ 提出された図書の整理等 |
| | お手数ですが追加してご用意下さい。(上記「準備」の項目を準用します。) | 「フロー⑧」 | ○ 法適合状況を調査する条文の確認 |
| | | | ○ ガイドライン 2-2-1 (2) による調査 |
| | ※SBCの調査費用も追加が必要な場合は、再度見積等を提示させて頂き、 | 現地調査 | ○ 現地調査日程の確認等 |
| | 合意した場合のみ追加調査等を行いますので宜しくお願いします。 | 「フロー⑨」 | ○ 調査図書及び調査器具の準備 |
| | (追加調査が合意に至らない場合、その時点までの調査内容により、 | | 〇 ガイドライン $2-2-1$ (3) による調査 |
| | 報告書を作成してお渡しします。) | | ○ 追加調査の必要有無判断 ⇒ 必要に応じて追加図書等の提出依頼 |
| 受 領 | ■SBCより報告書を受領下さい。 | 報告書 | ○ 図上調査、現地調査の結果に基づき報告書(案)の作成 |
| | ※この報告書は、対象建物の増築、用途変更の際に必要な確認申請に添付する | 「フロー⑩」 | ○ 法適合状況の判定会議開催 |
| | 「既存不適格調書」の一部としてご利用頂くことも可能です。 | | ○ 報告書の決裁 (*建築基準適合判定資格者) |
| | (但し、その利用に際してSBC以外の指定機関または特定行政庁に提出される | | ○ 報告書の交付 |
| | 場合は、提出先と予め調整される事をお勧めします。) | | |
| | | | |
| 備考 | ▲ガイドラインに示された以外の調査、診断(耐震診断、耐震改修評価、特殊建築物定 | 備考 | ○ 国交省指示による帳簿への記載・保管 |
| | 期報告ほか)等はお引き受けが出来ませんので、ご理解の程お願い申し上げます。 | | ○ 特定行政庁からの照会への対応等 |
| | 但し、「準備」※記載に準じてご紹介はさせて頂けます。 | | |